南砺市子どもいじめ防止の重点項目

平成２６年３月６日
南砺市教育委員会

１　家庭として

（１）いじめに加担しない子どもを育てる
・いじめの加害者・観衆・傍観者にならないよう『自分を大切にする心』や『善悪の判断力』を高め、「いのちの尊さ」や「他を思いやる心の大切さ」を教える。
・子どもが安心できる居場所づくりに努める。
・子や孫がいじめをしたら本気でしかる。
・子どもの前で、他人の悪口や陰口を言わない。
・いじめの背景にあるストレス等を受けとめる。

（２）いじめのサインを見抜く
・親子を中心とした家族の会話やふれあいの機会をもち、子どもの発するいじめのサインを見抜く。

（３）いじめ被害から子や孫を守る
・子や孫がいじめにあったら、落ち着いて話を聞き、家族が寄り添うことを約束する。
・いじめの疑いを感じた時は、直ぐに学校や相談窓口に連絡し、協力して解決に当たる。

（４）家庭でネットいじめ（※1）を食い止める
・ネットいじめの実情を知り、加害者や被害者にならないようネット環境を整える。
・家庭内でネットモラルを教え、ルールを決めて守らせる。

※1　ネットいじめ
　パソコンや携帯電話、スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされるなど、インターネットを通じて行われるいじめのこと。

２　学校として

（１）いじめを生まない学校をつくる

・いじめ防止のための組織を設置する。

・授業や体験活動を充実させ、子どもの自尊心を育てる。

・全教育活動を通して道徳教育を推進し、他を思いやる心や善悪の判断力を育てる。

・「いじめを許さない」という決意の下、子ども・教師・保護者の信頼関係を築く。

・子どもの自発的、自治的な活動を通して、いじめのない学校づくりを進める。

・ＰＴＡと連携して、いじめ防止に取り組む。

（２）いじめを見逃さない学校をつくる

・子どもと触れ合う時間を確保し、日常の変化を把握する。

・調査や相談活動を定期的に実施し、いじめを発見する体制を整える。

・小中学校での情報共有や学校外からの情報収集を円滑に行うための体制を整える。

（３）いじめ被害にあった子どもを守り、解決する学校をつくる

・迅速かつ正確な情報収集を行い、学校全体で継続的に対応し、解決・再発防止を図る。

・保護者への適切な情報提供、市教委への報告、児童相談所等の関係機関への通報等を遅滞なく行う。

・被害者の保護措置を行うとともに、加害者等への指導と保護者への支援を行う。

・犯罪行為は警察と連携し、背景が複雑な場合はスクールカウンセラー（※２）やスクールソーシャルワーカー（※３）と連携する。

※２　スクールカウンセラー

子どもや家族の抱える悩み、不安等の心の問題を改善、解決していく心の専門家のこと。

※３　スクールソーシャルワーカー

家庭等の環境に働きかけ、よりよい教育環境づくりのためにネットワークを築く社会福祉の専門家のこと。

（４）ネットいじめのない学校をつくる
・ネットいじめの現状と対策について教員研修を行う。
・子どもや保護者にネットいじめ防止の啓発活動を行う。
・ネットいじめを発見したら、情報削除や発信者情報開示などに適切に対応する。

３　地域として

（１）地域で子どもの自尊心や善悪の判断力を高める活動を推進する
・地区運動会等の運営に参加させ、子どもが活躍できる役割を与えたり、努力や成果を認める声かけをしたりする。
・異世代交流、ボランティア活動等を通して、子どもの善悪の判断力を高める。

（２）ななめの関係（※４）づくりを推進し、いじめを許さない地域をつくる
・地域の大人は子どもに関心をもち、ななめの関係づくりを推進する。
・スポーツ少年団や学習塾の指導者は、学校と連携して、いじめを生まないように最善を尽くす。
・いじめを見つけたら見逃さず、その場で「いじめは許されない行為であること」を指導し、学校や保護者、関係機関等に状況を伝える。

※４　ななめの関係
「ななめの関係」は地域や近所で関わる人々との関係。「たての関係」は親や先生、「よこの関係」は友達や同級生との関係。

（３）地域活動を通していじめの兆候を感じとる
・子どもの成長、生活に関心をもち、いじめの兆候が感じられるときは、関係する保護者や学校等に情報を提供する。

４　市及び教育委員会として

（１）各学校における取組を支援し、総合的ないじめ防止対策を推進する
・南砺市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。
・いじめ防止対策にあたる人材を確保する。

・いじめ問題に関する調査研究を進める。
・家庭、学校、地域と連携したいじめ防止対策のキーステーションとしての役割を担う。

（２）いじめ防止の啓発活動を推進する
・市のいじめ防止基本方針、重点項目等を市民に周知する。
・「なんと家庭教育１０か条」を配布するなど、いじめ防止の広報活動を推進する。
・いじめ（ネットいじめを含む）防止に関する講演会、家庭教育講座等を開催する。

（３）いじめ相談体制を整備する
・いじめ相談ダイヤルの周知を図り、相談員を配置する。

（４）ネットいじめ防止体制を整備する
・関係機関（警察、法務局、弁護士等）と連携し、いじめを監視・発見する体制を強化する。
・関係機関との連携を強化し、いじめの早期解決を図る。